

令和3年10月22日作成

「介護保険事業所での事故発生時の報告すべき事故の対象の解釈について」

八尾市健康福祉部
高齢介護課長

事故報告提出の趣旨の一つとして、事故に至ったケースの原因や課題を分析し、事故防止、再発防止に取り組んでいただくよう、保険者の確認や助言をお伝えすることにあると考えています。

骨折や、縫合を要する裂傷等、外部の医療機関に係るような大きなケガをした対象者については、事故に至るケースの中に大きな課題がある可能性が高く、分析・再発防止の検討を行い、保険者への報告をお願いしています。

外部の医療機関の受診に至らないような小さなケガをしたようなケースであっても、事故原因について検証が必要と事業所として判断された件については、保険者としてその内容について確認をさせて頂くことが必要であると考えています。

またやむを得ない事故であったとしても、対象者の家族の方が納得されていないようなケース等、トラブル等が生じる可能性があるものについても、報告を求めています。

日々、介護運営・介護提供を真摯に取り組んでいる中においても、事故・介護ミス等は完全には中々無くならないものではあるとは思いますが、少しでもその数が減少または0に近づくように、事故防止、再発防止に引き続き取り組んで頂きますよう宜しくお願い申し上げます。

以上